

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	特別児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、特別児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

令和8年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当支給事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者の福祉の増進を図るため、当該児童について特別児童扶養手当を支給している。支給に当たっては、支給要件及び支給制限の審査を行う必要があり、特定個人情報ファイルを利用するための基礎として利用している。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第22条1項にて義務付けられた情報照会者からの提供要求に応じるため、中間サーバーに特定個人情報ファイル(特別児童扶養手当関係情報)を「副本」として保存する必要がある。 具体的な事務 ①特別児童扶養手当の支給に係る各種申請の際に、申請者より受給資格者、児童、配偶者、扶養義務者の個人番号の提供を受ける。 ②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、特別児童扶養手当の支給要件及び支給制限の審査に必要な情報を取得する。 ③取得した情報より申請内容を審査し、審査結果に基づき特別児童扶養手当を支給する。 ④特別児童扶養手当関係情報の変更内容を、中間サーバーに保存する。
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の項番46 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)の第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第9条第1号・第4号、第11条第1号、第12条第1号・第2号・第4号から第6号・第8号、第20条第2号・第6号、第21条第1号から第3号、第22条、第28条、第29条第2号、第30号第5号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4第1号、第53条第1号・第2号・第3号、第55条第1号・第5号・第6号・第10号、第59条の2 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	県民情報センター 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 電話番号:055-223-1408、ファックス番号:055-223-1409 (各地域県民センターにおいても受付可)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部障害福祉課 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 電話番号:055-223-1460、ファックス番号:055-223-1464
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。また、マイナンバー記載書類の提出窓口は市町村となるため、適宜市町村と連携を図るとともに、特別児童扶養手当システムにマイナンバーを入力する際はチェックを2回行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特別児童扶養手当システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員については年度ごとに適切に管理している。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	① 福祉保健部障害福祉課	① 福祉保健部障害福祉課	事後	人事異動
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	② 課長 中山 幸吉	② 課長 山本 盛次	事後	人事異動
平成30年4月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	① 福祉保健部障害福祉課	① 福祉保健部障害福祉課	事後	時点修正
平成30年4月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	② 課長 山本 盛次	② 課長 小澤 清孝	事後	時点修正
平成30年5月10日	I 関連情報 4. . 情報提供ネットワークシステムによる情報	平成27年9月30日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	時点修正
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	平成27年9月30日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	【情報提供の根拠】・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、19の項、26の項、30の	【情報提供の根拠】・番号法第19条第7号 別表第二の16、19、26、30、56の2、57、8	事後	主務省令の改正
平成31年4月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	課長 小澤 清孝	課長	事後	様式変更
令和1年5月31日	IV リスク対策	平成30年4月27日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	時点修正
令和2年4月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月27日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	時点修正
令和2年4月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	記載なし	項目の追加	事後	様式変更による追加
令和3年4月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月26日 時点	令和2年4月15日 時点	事後	時点修正
令和3年4月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月26日 時点	令和2年4月15日 時点	事後	時点修正
令和4年4月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月15日 時点	令和3年4月28日 時点	事後	時点修正
令和4年4月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月15日 時点	令和3年4月28日 時点	事後	時点修正
令和5年4月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月28日 時点	令和4年4月25日 時点	事後	時点修正
令和5年4月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月28日 時点	令和4年4月25日 時点	事後	時点修正
令和6年4月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月25日 時点	令和5年4月24日 時点	事後	時点修正
令和6年4月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月25日 時点	令和5年4月24日 時点	事後	時点修正
令和7年5月1日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	令和5年4月24日 時点	令和6年4月26日 時点	事後	時点修正
令和7年5月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	令和5年4月24日 時点	令和6年4月26日 時点	事後	時点修正
令和7年5月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更による追加
令和8年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	記載なし	項目の追加	事後	様式変更による追加
令和8年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年5月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	時点修正
令和8年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年5月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	時点修正